

いじめ防止等のための基本的な方針

～本校における「いじめの未然防止・早期発見・対応等」を図る校内体制の確立について～

I. はじめに

北海道いじめ防止等に関する条例（令和6年4月改定）の基本方針「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」に基づき、本校のいじめ防止等の取り組み方針を明文化し、校内体制を確立する。

II. いじめとは

1 『いじめ問題を進めるに当たっての留意事項』

(1) いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

(2) 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 『いじめの定義』

「いじめ」とは、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 『いじめ問題を進めるに当たっての留意事項』

(1) いじめを受けた児童生徒にも何らかの原因がある責任があるという考え方はあってはならない。

(2) いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ全ての児童生徒を対象に学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組を実施する。

(3) 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方について共通理解を図り細心の注意を払う。

4 『いじめの要因』

いじめの衝動を発生させる原因としては、次のようなものが考えられる。

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ 金銭などを得たいという意識
- ⑥ 被害者となることへの回避感情

5 『いじめの内容』

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

6 『いじめの解消』

いじめが「解消している」と状態は少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係わる行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的・身体的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、校長、又は「いじめ対策委員会」の判断により、改めて相当期間を設定し状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、再発の可能性や心理的な影響が容易には消えないことを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅲ. いじめ防止の指導体制・組織的対応について

本校では、『北海道いじめ防止基本方針』に基づき次の組織を設置する。

【いじめ対策委員会（校内委員会および外部委員会）】

1 いじめ対策委員会の構成について

いじめ対策委員会の構成については以下の通りとする。

別紙1 ※いじめ対策委員会の設置

2 緊急時の組織的対応について

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを以下の通りとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置（緊急時の組織的対応）

3 いじめ対策委員会の主な活動内容

(1) 学校いじめ防止基本方針作成・見直し

(2) いじめアンケート・Q-Uテストによる実態把握と対応策の決定

(3) 要配慮生徒への特別な支援

(4) 保護者・スクールカウンセラー等との連絡・調整

(5) 校内研修会等の企画、立案・実施

(6) 未然防止のための定例組織委員会の開催（計5回予定）

① 4月 第1回 いじめ対策委員会

・いじめ防止基本方針作成、提示、確認、年間実施計画等

② 6月 第2回 いじめ対策委員会

・いじめアンケート、Q-Uテストによる実態把握等

・校内研修会企画、立案

③ 9月 第3回 いじめ対策委員会

・要配慮生徒の様子確認と対応策の決定等

④ 12月 第4回 いじめ対策委員会

・いじめアンケート、Q-Uテストによる実態把握等

⑤ 2月 第5回 いじめ対策委員会

・年度末反省および次年度への課題、基本方針の見直し

4 指導体制・組織的対応の手引き

- (1) 教職員はいじめに関する事象が発見された場合又は相談を受けた場合は、当該いじめに変わる情報を本校の定めた方針により記録するとともに、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。
- (2) 「いじめ対策委員会」は、当該いじめの組織的な対応策を協議する。
- (3) 「いじめ対策委員会」では、必要に応じ生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者の対応を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。
- (4) 校長（教頭）は教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図り、報告書等の提出（口頭報告）を行う。
- (5) いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、警察と連携が必要な事象に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。
- (6) 指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携、行政等関係機関との連携等）を行う。

IV. いじめの予防

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。本校では、以下のように教職員全体で共通理解をはかり、具体的な取り組みを基に日々の指導にあたる。

【 いじめ問題に対する本校の共通理解 】

『いじめの未然防止』

いじめのない 学校を目指して

生徒が、いじめのない学校で、安心して生き生きと生活するためには、いじめが発生しづらい学校の「風土」づくりが重要である。

教師は、あらゆる教育活動を通して、他人を思いやる心や正義を大切にする心など、生徒一人一人に豊かな人間性をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりに努めなければならない。

また、教師は日々生徒と向き合う中で、生徒の様子をつぶさに見取り、一見何気なく見えることでも、普段との違いや生徒の小さな変化を見抜く鋭い感性も求められる。

いじめを未然に防止するために、家庭や地域社会と一層連携していくことが必要になってくる。

いじめの未然防止 に向けて

【いじめ未然防止の観点から豊かな人間性をはぐくむ】

- ・ 生命尊重や人権の尊重
- ・ 道徳性や倫理観の育成
- ・ 正義感や規範意識の育成
- ・ 自主性や協調性の育成
- ・ 判断力や自浄力の育成

いじめを決して許 さない学校づくり

学校体制・教師の姿勢・学級経営

1. 学校体制の確立
2. 教師の姿勢と学級経営の在り方の共通理解
3. 生徒一人一人を生かす教育活動の充実
4. 学校や保護者や地域との連携
5. 生徒達の自浄力の育成

いじめを決して許さない学校づくり

学校体制・教師の姿勢・学級経営

1. 学校体制の確立

職員一人一人が、いじめ問題の重大性を認識し、いじめを決して許さないという共通認識に立ち、全教職員で生徒達を見守っていく教育相談体制の充実を図るなど、学校体制を整備し、いじめの未然防止に努めることが重要である。

相談活動がしやすい
環境づくり

①教育相談体制の充実～

- ・ 教師自身が生徒から相談されやすいような信頼関係づくり
- ・ 教育相談が身近に感じられるような仕組みづくり
- ・ 保健室など訪問しやすい環境づくり
- ・ 日常の学校生活の中で気軽に相談できる雰囲気づくり

プライバシーに配慮

②教師の対応

- ・ 一人一人の生徒に対する共感的理解
- ・ 話を聞く姿勢を示し、話しやすい雰囲気づくり
- ・ 生徒の身になって考えようとする姿勢

いじめに発展しそ
うなケースを早く
見つける

③多くの教職員で生徒を見守る

- ・ 積極的に情報を共有する場の設定
- ・ 養護教諭との連携
- ・ 副担任、教科担任との連携
- ・ 委員会指導者や部活動顧問との連携
- ・ 個人面談の実施

④教職員間の連携

- ・ 若い教職員が気軽に先輩教員に相談できる雰囲気づくり
- ・ 多くの教職員が話やすく、相談しやすい職場の雰囲気づくり

⑤相談技術の向上

- ・ 校内外の研修会を活用した相談活動、相談技術の充実

⑥スクールカウンセラーとの連携

- ・ カウンセリングの在り方についての研修の充実
- ・ 相談のあった生徒の支援についての連携

⑦スクールソーシャルワーカー等との連携

- ・ 地域の福祉関係者との情報共有、連携

いじめを決して許さない学校づくり

学校体制・教師の姿勢・学級経営

2. 教師の姿勢と学級経営の在り方

好ましい人間関係
づくりと学級集団
づくり

教師自身が、生徒達から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級経営を進めていくことが大切である。

好ましい人間関係の保たれた学級集団にいじめは発生しにくいことから、生徒一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感を実感できる学級にすることが大切である。

①教師としての基本的な姿勢

- ・正義や真理を大切にする姿勢
- ・不正義に対する毅然とした態度
- ・生徒理解に努める姿勢、実行力

②生徒を見る教師の力

- ・生徒達とふれあう機会や対話の重視
- ・生徒達の小さな変化を見逃さない感性
- ・学校生活の中から生徒達の関係を見抜く洞察力

生徒のよさを見
つけ、認める、賞
める

③担任として学級経営の心構え

- ・生徒と教師の好ましい人間関係と信頼関係の構築
- ・すべての生徒が自分の居場所を実感できる学級づくり
- ・どの生徒にも公平、平等に接する姿勢
- ・生徒達が平等の関係で生活できる人間関係の構築
- ・学級の団結力を高める行事等への取り組み重視

④思いやりの心をはぐくむ学級経営

- ・相手を受け入れ認めあえる集団づくり
- ・発達障害のある生徒の把握
- ・弱い者を助ける勇気、善悪を判断する力、正義感の育成

いじめを決して許さない学校づくり

学校体制・教師の姿勢・学級経営

3. 生徒一人一人を生かす教育活動の充実

【教師の言動といじめ】

教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、次のことに配慮して指導する必要がある。

- ・教師が特定の生徒をからかうことで、いじめを誘引することがある。
- ・全体での不適切な叱責が他の生徒からのいじめにつながる可能性がある。
- ・いじめの事実確認を全体指導の場面であることが、いじめられている生徒を不安にさせ、二次的ないじめにつながる可能性がある。
- ・大きな行事などで多忙となり、教師の気持ちにゆとりがなくなると、指導が行き届かず生徒の僅かなサインを見逃してしまう場合がある。

一人一人を生かすために

学校生活の大半を占める授業時間を学ぶ楽しさが味わえる充実した時間にすることで、自己有能感を感じながら前向きに学校生活を送ることができるようになる。

こうしたことから、すべての教育活動において、生徒達が生き生きと活動できるよう指導を工夫するとともに、生徒の一人一人が他者への思いやりの心を持ち、人権尊重の態度を身につけるなど、道徳性を高めていく活動を重視することが必要である。

一人一人が充実感を味わう

①教科

- ・生徒達の学習状況の把握と個々の状況に応じた授業の工夫
- ・学習形態の工夫（個人・グループ・全体）
- ・学業不振の生徒に対する原因究明や個別指導

自主性と主体性の伸張

②道徳、特別活動

- ・人間関係をつくる学習の重視
- ・集団のルールや人間尊重の気持ちをはぐくむ学習
- ・生命、命の大切さを学ぶ機会の充実
- ・自ら行動できるようにする活動場面の設定
- ・HR の話し合いを活用した主体性の伸張
- ・社会性の育成、ロールプレイ、ソーシャルスキル、エンカウンターなどの活用
- ・いじめの経験談を聞く機会、ゲストティーチャーを招いた指導

いじめを決して許さない学校づくり

学校体制・教師の姿勢・学級経営

③総合的な探究の時間

個に応じた課題
設定と目標の達成

- ・ 一人一人の課題設定を大切に活動を通し、生徒達が主体的に学ぶ学習過程を構築
- ・ 体験的学習、福祉（ボランティア）に関する活動や職場体験などの体験活動の充実
- ・ 地域社会の人とのかかわりを大切に学習の充実

4. 学校や保護者や地域との連携

開かれた学校
づくり

「いじめ問題」は、単に生徒や学校、家庭の問題としてだけではなく、すべての大人たちの問題として取り組むことが重要である。学校としては常に開かれた学校づくりに努め、保護者や地域と相互に協力できる体制をつくる必要がある。

①保護者への説明

- ・ 学校の姿勢や考えを示し、保護者の理解を得る工夫。
- ・ 保護者が集まる機会を利用した、いじめ防止に向けた話題の提供

②家庭との情報の共有

- ・ 個人懇談や家庭訪問を利用した、学校、家庭での様子等の情報交換

③地域社会との連携

- ・ 地域社会に呼びかけ、多くの人達で子どもを見守る風土づくり
- ・ 日頃からの連携体制の充実
- ・ 子ども達の郊外生活の様子についての情報交換
- ・ 町等が主催する多くの行事への積極的な参加

5. 生徒達の自浄力の育成

生徒達自身に「自浄力」を付けさせることは最も大切なことであり、生徒達の自主的、主体的な活動が「いじめを許さない勇気」を育てることにつながる。まさに、「自分たちの学校を自分たちで築こう」とする気運を高めていくことが重要である。

いじめを決して許さない学校づくり

学校体制・教師の姿勢・学級経営

①生徒会活動

- ・リーダーを中心に自分たちの力で問題を解決していく実践力の育成
- ・いじめ問題を取り上げたり、標語や目当てを作成したり、日常の活動からいじめをなくす取り組みの推進
- ・母校の良き伝統を継承する意識や校風づくりに一人一人が参加しているという自覚と責任ある行動の育成

②部活動

- ・リーダーを中心とした集団づくりと主体的な活動の実践
- ・集団として活動する利点を生かした、協調性や自主性の伸張
- ・結果だけを目的にした指導（勝利至上主義）に陥らず、人間形成の場としての活動の位置づけ
- ・保護者や学級担任とも連携を密にし、情報交換を大切にしながらお互いに相談できる体制づくり
- ・活動の準備中や後片付けでの生徒の様子を把握する工夫

③生徒向けのいじめに関するリーフレットの活用

- ・生徒が主体となって取り組む事例の紹介
- ・メッセージに託された思いを共感的に学ぶ学習

V. いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

1. いじめの発見

いじめを直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「いじめ対策委員会」により、速やかに報告し、事実確認をする。

2. いじめられている生徒、いじめている生徒のサイン

※別紙3のとおり

3. 家庭でのサイン

※別紙4のとおり

4. 相談体制の整備

- (1) 相談窓口の設置・周知（いじめ相談カード配布、本校メールアドレス、夢追い箱等）
- (2) 教育相談（適宜）・健康相談（10月～1月）の実施
- (3) スクールカウンセラーの活用

5. 定期的調査の実施

いじめアンケート調査6月、11月

6. 情報の共有

報告経路の明示、報告の徹底、情報共有、要配慮生徒の実態把握、進級時の引き継ぎ

VI. いじめへの対応

1. 『生徒への対応』

(1) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜く「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①安全、安心を確保する。②心のケアを図る。③今後の対策について共に考える。④活動の場面を設定し、認め、励ます。⑤温かい人間関係を作る。 |
|---|

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し他人の痛みを知ることができるように指導を根気強く行う。

- ①いじめている事実を確認する。
- ②いじめの背景や要因の理解に努める。
- ③いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ④今後の生き方を考えさせる。
- ⑤必要がある場合は懲戒を加える。

2. 『関係集団への対応』

被害、加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ①自分の問題としてとらえさせる。
- ②望ましい人間関係づくりに務める。
- ③自己有用感が味わえる集団づくりに務める。

3. 『保護者への対応』

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え少しでも安心感を与えられるようにする。

- ①じっくりと話を聞く。
- ②苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ③親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ①いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ②生徒や保護者の心情に配慮する。
- ③行動が変わるように教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ④なにか気付いたことがあれば報告してもらう。

(3) 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ①双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ②管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ③教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

4. 『関係機関との連携』

いじめは学校だけで解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育委員会との連携

- | |
|-------------------------------------|
| ①関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
②関係機関との調整 |
|-------------------------------------|

(2) 警察との連携

- | |
|--|
| ①学校の指導領域を超えるような、心身や財産に重大な被害が疑われる場合
②犯罪等の違法行為がある場合 |
|--|

(3) 福祉関係との連携

- | |
|---------------------------------------|
| ①家庭の養育に関する指導・助言
②家庭での生徒の生活・環境の状態把握 |
|---------------------------------------|

(4) 医療機関との連携

- | |
|-----------------------------------|
| ①精神保健に関する相談
②精神症状についての治療、指導・助言 |
|-----------------------------------|

VII. ネットいじめへの対応

1. 『ネットいじめとは』

ネットいじめとは SNS 等を利用し、文字や画像を使い特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどのことであり、犯罪行為である。

2. 『ネットいじめの予防』

(1) 保護者等への啓発

- | |
|----------------------|
| ①フィルタリング
②保護者の見守り |
|----------------------|

(2) 情報モラル教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

(3) ネット社会についての講話

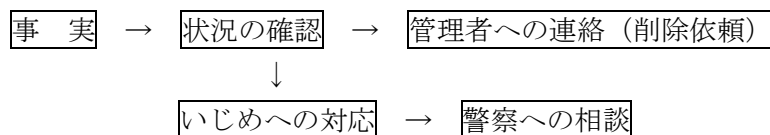
(4) ネットパトロール

3. 『インターネットを通じて行われるいじめに対する対策』

(1) ネットいじめの把握

- ①被害者からの訴え
- ②閲覧者からの情報
- ③校内ネットパトロール

(2) 不当な書き込みへの対処



(3) 対処後、情報モラル教育の更なる充実、啓発活動

VIII. 重大事態への対応

1. 重大事態とは

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②精神性の疾患を発症した場合
- ③身体に重大な障害を負った場合
- ④高額の商品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたとき。

- ①欠席理由に重大性または緊急性が含まれており、長期欠席が続いた場合
- ②連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(3) 上記以外に学校長が重大事態と判断したとき。

2. 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教育委員会に報告するとともに、道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

『いじめ対策委員会組織構成図』 ～いじめ防止等の対策のための組織～

- ・ 本校はいじめ防止等の対策のための組織として、つぎの組織を設置する。

【いじめ対策委員会（校内委員）】

【委員長】 学校長

【副委員長】 教 頭

【委 員】

生徒指導部長 教務部長 各学年主任
養護教諭
(スクールカウンセラー)

※必要に応じて上記以外の教職員を召集する場合がある。

※なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関専門家を召集する場合もある。



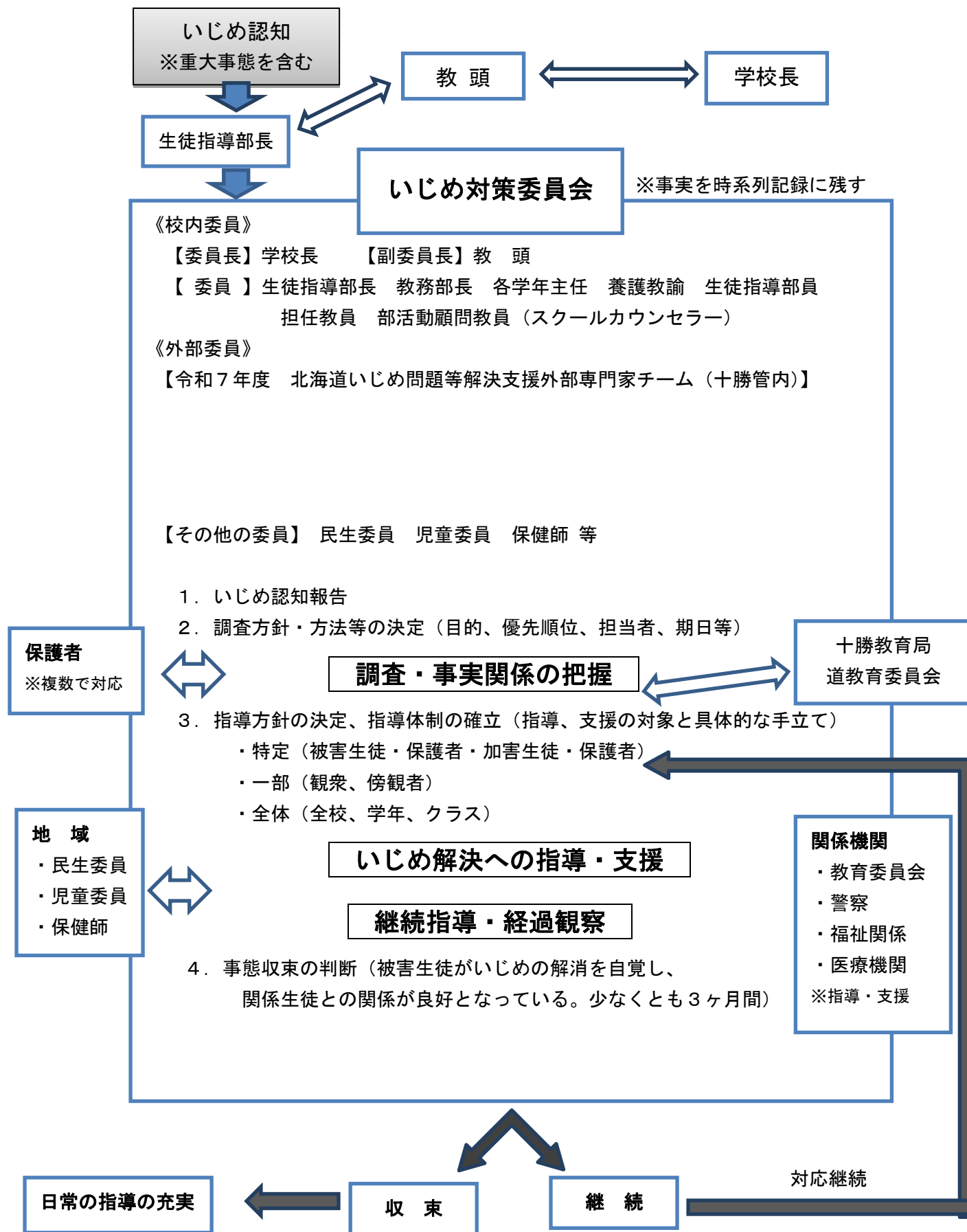
【いじめ対策委員会（外部委員）】

【令和7年度 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員（十勝管内）】

【その他の委員】

民生委員 児童委員 保健師 心理・福祉等の専門委員

別紙2 『いじめ対策委員会構成図』 ～緊急時の組織的対応（いじめへの対応）～



『いじめられている生徒のサイン・いじめている生徒のサイン』

1. いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の S H R	☐ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ☐ 教員と視線が合わず、うつむいている。 ☐ 体調不良を訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ☐ 担任が入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 弁当にいたずらされる。 ☐ 昼食を教室に自分の席で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っている表情がさえない。 ☐ 衣服が汚れたりしている。 ☐ 1人で清掃している。
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ☐ 1人で部活動の準備、片付けをしている。

2. いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

場 所	サ イ ン
学 校	☐ 教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ☐ 教員が近づくと不自然に分散する。 ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。
家 庭	☐ 言葉遣いが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。 ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。 ☐ 与えたお金以上のものを持っている。お小遣いでは買えない物を持っている。

『教室でのサイン・家庭でのサイン』

1. 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

場 所	サ イ ン
教 室	☐ 嫌なあだ名が聞こえる。 ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い。 ☐ 壁などにいたずら、落書きがある。 ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2. 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたが、学校との連携がはかれるよう保護者に伝えておくことが大切である。

場 所	サ イ ン
家 庭	☐ 学校や友人のことを話さなくなる。 ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ☐ 不審な電話やメールがあったりする。 ☐ 遊ぶ友達が急に変わる。 ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ☐ 登校時間になると体調不良を訴える。 ☐ 食欲不振、不眠を訴える。 ☐ 学習時間が減る。 ☐ 成績が下がる。 ☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ☐ 自転車がよくパンクする。 ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ☐ 大きな額の金銭を欲しがる。